

福県医発第1230号(地)

平成17年10月 7日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会  
会 長 竹 嶋 康 弘



石綿による疾病に係る労災補償制度に関する周知について

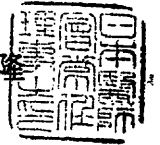
「石綿による健康障害防止対策への的確な対応について」は平成17年8月12日付け福県医発第923号(地)にてご連絡いたしておりますが、今般、労災補償制度に関する周知の具体的施策として、労災認定基準等を解説した一般周知用リーフレット並びに医師及び医療機関関係者に活用していただく、石綿ばく露歴等チェック表を厚生労働省において作成し、別紙文書を添えて(財)労災保険情報センター等を通じて労災指定医療機関に配布されることとなった旨、日本医師会より別紙のとおり通知がありましたのでご連絡いたします。(各労災指定医療機関には既に周知されています。)

小郡三井医師会より

担当理事 島田昇二郎

都道府県医師会  
労災保険担当理事 殿

日本医師会常任理事  
土 屋



石綿による疾病に係る労災補償制度に関する周知について

時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より、日本医師会会務にご理解とご協力を賜わるとともに、労災保険診療等に関しまして、格別のご尽力を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、昨今社会的問題化している「石綿（アスベスト）による健康被害」につきましては、平成17年8月2日付日医発第355号（地Ⅱ79）により、貴会会員への石綿にかかる健康管理手帳制度及び労災補償制度の周知についてご依頼申し上げたところであります。

今般、労災補償制度に関する周知の具体的施策として、労災認定基準等を解説した一般周知用リーフレット並びに医師及び医療機関関係者に活用していただく、石綿ばく露歴等チェック表を厚生労働省において作成し、別紙文書を添えて（財）労災保険情報センター等を通じて労災指定医療機関に配布されることとなりましたのでご連絡申し上げます。（各労災指定医療機関には9月26日頃届く予定となっております。）

また、各都道府県医師会における様々な会合等を通じて、労災指定医療機関以外の医療機関への周知を図りたく、近く各都道府県労働局より直接リーフレット等を持参のうえお願いにあがる予定と聞いておりますので、その際にはよろしくご対応のほどお願いいたします。

〈添付資料〉

- ・石綿による疾病に係る労災補償制度に関する周知について（依頼）

- ① 一般周知用リーフレット
- ② 石綿ばく露歴等チェック表

（平17.9.15 基労発第0915001号 厚生労働省労働基準局労災補償部長）

- ・別紙 労災指定医療機関あて送付文書

（平成17年9月 厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署）



基労発第 0915001 号

平成 17 年 9 月 15 日

社団法人日本医師会

常任理事 土屋 隆 殿

厚生労働省労働基準局

労災補償部長



石綿による疾病に係る労災補償制度に関する周知について（依頼）

日頃から労働基準行政の推進に格段の御協力を賜り御礼申し上げます。

昨今、石綿による健康被害が社会問題化する中で、厚生労働省としましては石綿による疾病に係る労災補償制度について改めて周知を図るため、平成 17 年 7 月 15 日付け基発第 0715003 号「石綿による健康障害防止対策への的確な対応について（依頼）」によりまして、労災補償制度の周知について、厚生労働省労働基準局長から貴会会長あて御協力をお願いしたところです。

このたび、これらの周知の具体的施策として労災認定基準等を解説した一般周知用リーフレット並びに医師及び医療機関関係者に活用していただく石綿ばく露歴等チェック表を作成し、労災指定医療機関に対しては、財団法人労災保険情報センターより、また、労災指定医療機関以外の医療機関には都道府県労働局よりそれぞれ配布させていただくこととしています。

つきましては、貴会におかれましても、本施策の実施について御理解賜るとともに、都道府県医師会及び貴会会員各位に対する周知につきまして特段のご配慮をお願いします。

中皮腫又は原発性肺がんの疑いのある患者さんをご担当の医師の方へ

# 石綿ばく露歴等 チェック表

- 原発性肺がんや中皮腫については、石綿が原因となって発症する場合があります。特に中皮腫については石綿との因果関係が強く指摘されています。また、両疾病とも石綿にさらされてから発症までの期間が非常に長く、原発性肺がんでは15～40年、中皮腫で20～50年との特徴があります。
- 原発性肺がん、中皮腫等を発症しており、それが業務により石綿にさらされたことが原因で発症したと認められる場合には、労働者（元労働者を含みます。）は労災補償を受けることができます。

このため、ご担当の医師には、このチェック表をご活用いただき、業務により石綿にさらされたことが認められる場合やその可能性が疑われる場合には、患者さんに対して労働基準監督署に労災の手続き等について問い合わせることをご説明いただくようお願いします。

厚生労働省労働基準局労災補償部  
補償課職業病認定対策室  
都道府県労働局・労働基準監督署

記事：

(在学中のアルバイト、主たる仕事のほかに短時間の副業を行っていた場合もできる限り聴取して下さい。)

| 会 社 名 | 会 社 の 地<br>所 在 地<br>( 市 町 村 ) | 業 種 | 職 種 | 仕 事 で<br>取 扱 っ た<br>材 料 ・ 設 備 | 仕 事 に 従 事<br>し た 期 間<br>( 年 月 ～ 年 月 ) |
|-------|-------------------------------|-----|-----|-------------------------------|---------------------------------------|
|       |                               |     |     |                               |                                       |

※ 自営業の場合には、会社名の欄に自営と記入して下さい。

## Ⅱ. 業務により石綿にさらされた可能性の有無

以下の作業に従事していた場合には、業務を行う際に石綿にさらされていた可能性があります。

- ☐ 石綿製品の製造工程における作業（ 年 月間）  
（例：石綿セメント管・絶縁テープの製造）
- ☐ 耐火建築物に係る鉄骨等への吹付け作業（ 年 月間）
- ☐ 断熱若しくは保温のための被覆又はその補修作業（ 年 月間）  
（例：「断熱パットの取り付け、取り外し」、「ボイラーやスチーム管に断熱材を巻いたり、はがしたりする」、「保温材料で包まれたパイプの取り付け・取り外し」）
- ☐ スレート板等難燃性の建築材料の切断等加工作業（耐火建築物内の電気配線工事、配管工事を含む。）（ 年 月間）
- ☐ 建築物の補修又は解体作業（ 年 月間）  
（例：耐火被覆の除去作業、耐火建築物の解体作業）
- ☐ 鉄鋼製の船舶又は車両の補修又は解体作業（ 年 月間）  
（例：船の修繕、自動車修理）
- ☐ タルク、バーミキュライト及び繊維状ブルサイト等の取扱いの作業（ 年 月間）
- ☐ 倉庫内等における石綿原料・製品の袋詰め又は運搬作業（ 年 月間）
- ☐ 石綿鉱山又はその附属施設において行う石綿を含有する鉱石又は岩石の採掘、搬出又は粉碎その他石綿の精製に関連する作業（ 年 月間）
- ☐ 上記の作業が行われている場所における作業（ 年 月間）  
（例：吹付け作業が行われている場所で塗装作業に従事）

医師の意見

### Ⅲ. 労災補償制度のご案内

#### (1) 労災保険給付の概要

中皮腫や原発性肺がん等を発症しており、それが業務により石綿にさらされたことが原因であると認められた場合には、以下のような補償を受けることができます。

- ・ 疾病の治療に必要な補償
- ・ 賃金を受けられない場合の補償
- ・ 死亡した場合には、遺族に対する補償

#### (2) 石綿による疾病の認定基準のポイント

中皮腫又は原発性肺がんは、以下の①又は②に該当する場合には、労災補償を受けることができます。

① 明らかな**石綿肺所見**が認められ、かつ、石綿にさらされる作業に従事した（**期間の長短は問いません。**）と認められる場合

② **胸膜プラーク（胸膜肥厚斑）**又は**石綿小体等**の存在が認められ、かつ、石綿にさらされる作業に

- ・ 中皮腫の場合はおおむね**1年以上**
- ・ 原発性肺がんの場合はおおむね**10年以上**従事したと認められる場合

#### 医療機関の皆様へのお願い

労災補償の対象となる疾病の治療が労災指定医療機関で行われる場合には、患者さんは自己負担することなく治療が受けられます。そのため、労災の患者さんを治療する医療機関で、まだ、労災指定を受けていない場合には、労災指定医療機関としての指定手続きをお願いしております。なお、くわしくは最寄りの都道府県労働局にお尋ね下さい。

# 石綿にさらされる 業務に従事していた 労働者の方へ

## 労災補償制度等のご案内

- 石綿にさらされる業務に従事していた労働者の方については、将来、原発性肺がん、中皮腫等の健康被害が生じるおそれがあります。特に中皮腫については石綿との因果関係が強く指摘されています。

また、原発性肺がん及び中皮腫とも石綿にさらされてから発症までの期間が非常に長く、原発性肺がんでは15～40年、中皮腫で20～50年との特徴があります。



- このリーフレットをご覧の上、石綿にさらされる業務に従事していたかご確認下さい。
- 原発性肺がん、中皮腫等を発症しており、それが業務により石綿にさらされたことが原因であると認められた場合には、労災補償を受けることができますので、労働基準監督署にご相談下さい。

厚生労働省労働基準局労災補償部  
補償課職業病認定対策室  
都道府県労働局・労働基準監督署

## 1. 石綿にさらされる危険のある作業

以下の作業に従事していた場合には、石綿にさらされていた可能性があります。

- ① 石綿製品の製造工程における作業
- ② 耐火建築物に係る鉄骨等への吹付け作業
- ③ 断熱若しくは保温のための被覆又はその補修作業
- ④ スレート板等難燃性の建築材料の切断等の加工作業（耐火建築物内の電気配線工事、配管工事を含む。）
- ⑤ 建築物の補修又は解体作業
- ⑥ 鉄鋼製の船舶又は車両の補修又は解体作業
- ⑦ タルク、バーミキュライト及び繊維状ブルサイト等の取扱いの作業
- ⑧ 倉庫内等における石綿原料・製品の袋詰め又は運搬作業
- ⑨ 石綿鉱山又はその附属施設において行う石綿を含有する鉱石又は岩石の採掘、搬出又は粉碎その他石綿の精製に関連する作業
- ⑩ ①から⑨の作業が行われている場所における作業

## 2. 石綿による健康障害のおそれ

石綿との関連が明らかな疾病としては、次のようなものがあります。

### ○ 中皮腫

胸膜、腹膜、心膜又は精巣鞘膜に生じた中皮腫

### ○ 原発性肺がん

### ○ その他

石綿肺、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚

## 3. 石綿による疾病の症状

石綿にさらされる危険のある作業に従事した方に、日常生活で次のような症状が出てきたときは、最寄りの医療機関等にご相談することをお勧めします。

- ・ 息切れがひどくなった場合
- ・ せきやたんが以前に比べて増えた場合やたんの色が変わった場合
- ・ たんに血液が混ざった場合
- ・ 顔色が悪いと注意された場合や爪の色が紫色に見える場合
- ・ 顔がはれぼったい場合、手足がむくむ場合や体重が急に増えた場合
- ・ はげしい動悸がする場合
- ・ かぜをひいて、なかなか治らない場合
- ・ 微熱が続く場合
- ・ 高熱が出た場合
- ・ 寝床に横になると息が苦しい場合
- ・ 食欲がなくなった場合や急にやせた場合
- ・ やたらに眠い場合

## 4. 労災補償制度のご案内

### (1) 労災保険給付の概要

中皮腫や原発性肺がん等を発症しており、それが業務により石綿にさらされたことが原因であると認められた場合には、以下のような補償を受けることができます。

- ・ 疾病の治療に必要な補償
- ・ 賃金を受けられない場合の補償
- ・ 死亡した場合には、遺族に対する補償

### (2) 石綿による疾病の認定基準のポイント

中皮腫又は原発性肺がんは、以下の①又は②に該当する場合には、労災補償を受けることができます。

① 明らかな**石綿肺所見**が認められ、かつ、石綿にさらされる作業に従事した（**期間の長短は問いません。**）と認められる場合

② **胸膜プラーク（胸膜肥厚斑）**又は**石綿小体等**の存在が認められ、かつ、石綿にさらされる作業に

- ・ 中皮腫の場合はおおむね**1年以上**
- ・ 原発性肺がんの場合はおおむね**10年以上**従事したと認められる場合

### (3) Q & A

①Q 既に退職していますが、在職中は石綿を取扱う作業に従事していました。中皮腫や原発性肺がんを発症した場合、退職後でも労災補償は受けられるのでしょうか。

A 退職された後であっても、それらの疾病が業務により石綿にさらされたことが原因で発症したものと認められた場合は労災補償を受けることができますので、労働基準監督署にご相談ください。

②Q 医師に中皮腫と診断されましたが、どこで石綿を扱ったかわかりません。この場合でも、労災補償を受けられるのでしょうか。

A 石綿を取扱った場所がよくわからない場合でも、最寄りの労働基準監督署にご相談下さい。監督署において、詳しくお話を伺い、必要な調査を行います。その結果、業務が原因であると認められれば労災補償が受けられます。